

学校における働き方改革の実施のため、教員定数の抜本増を求める
意見書

今日、我が国の教員の勤務実態は看過できない深刻な事態にある。とりわけ、1日平均12時間近い長時間過密労働の是正は、教員の命と健康、また、子供の教育にとっても、喫緊の課題となっている。

この問題の解決には、一つには、中央教育審議会などで検討されているように、教員が負担している業務の思い切った整理・削減が必要であり、本県を初め、各地においては、創意あふれる授業と子供の生活指導のための時間を確保した上で、それ以外の業務の整理・削減が教員らの意見を反映させた形で進むことを強く期待すると同時に、問題を根本的に解決するためには、業務を担う教員の増員を図ることが不可欠の課題となっている。

教員勤務実態調査によれば、小学校教諭は1日平均4時間25分の授業を行っている。かかる授業の負担は、「1時間の授業について1時間程度は授業の準備が必要」（平成19年3月20日政府答弁）という国の基準に照らせば、連日の超過勤務を必然とするものである。さらに、国の基準のつくられた昭和33年当時と比べ、今般の「主体的・対話的な深い学び」の要請は、従来以上の授業準備を教員に求めていると言える。

授業は教員以外に担えないものであり、教員の増員により、教員1人当たりの担当授業時数を適正な水準まで引き下げることが必要であり、それなしに、さまざまな対策を講じても、教員の勤務の基本的に勤務時間内に終わらせることは、絵に描いた餅と言わざるを得ない。また、子供の貧困、いじめや校内暴力の増加、不登校の比率が高止まりで推移していること、外国人の児童生徒の増加、発達障害の児童生徒の増加などの学校教育をめぐる状況の変化は、教員の業務の増大を十分予測させるものである。

よって、国においては、教員定数の抜本増を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

} 宛